

第一類 第三号

第一回国会 衆議院 国土計画委員会 議録 第三十一号

(八五三)

昭和二十二年十二月三日(水曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

- 委員長 荒木萬壽夫君
- 理事 細野三千雄君 理事 松井 豊吉君
- 理事 内海 安吉君 理事 松浦 東介君
- 理事 野村 金右衛門君

- 足立 梅市君 伊瀬幸太郎君
- 松澤 一君 宮村 又八君
- 山本 幸一君 田中 角榮君
- 原 孝吉君 村瀬 宣親君
- 高田 弥市君 野原 正勝君
- 水田三喜男君 野本 品吉君
- 高倉 定助君 只野直三郎君

出席政府委員

- 法制局長官 佐藤 達夫君
- 戦災復興院長 大橋 武夫君
- 内務事務官 岩澤 忠恭君

委員外の出席者

- 専門調査委員 西畑 正倫君

十二月二日

和賀川外二十七河川の砂防工事施行の請願(志賀健次郎君外七名紹介)(第一二六四號)

岩手山、八幡平を含む地帯を國立公園に指定の請願(志賀健次郎君外七名紹介)(第一二六七號)

仙臺、三本木間三陸縦貫道路開設の請願(志賀健次郎君外七名紹介)(第一二六九號)

北上川上流改修工事促進の請願(志賀健次郎君外七名紹介)(第一二七一號)

兵庫縣水害復舊費國庫補助増額の請願(河合義一君外十六名紹介)(第一二七二號)

埼玉縣の水害復舊費國庫補助の請願(關根久藏君外五名紹介)(第一二七六號)

伊良湖畔に避難港築設の請願(八木一郎君紹介)(第一二八一號)

八井谷峠改修の請願(小島徹三君紹介)(第一三〇七號)

淀川水系各河川砂防工事施行の請願(森幸太郎君紹介)(第一三二六號)

神戸市復舊計畫の道路變更の請願(佃良一君外二名紹介)(第一三二七號)

函館、尾札間道路改修の請願(川村善八郎君紹介)(第一三二八號)

上田、小諸間道路改修の請願(増田甲子七君紹介)(第一三三〇號)

下都賀郡南部の治水対策に關する請願(山口好一君外三名紹介)(第一三三四號)

渡良瀬川沿岸築堤工事施行の請願(山口好一君外三名紹介)(第一三三〇號)

函館、臼尻間道路開設の請願(川村善八郎君紹介)(第一三三三號)

菊池川改修工事施行の請願(寺本齋君外二名紹介)(第一三三四號)

廣瀬川、粕川復舊工事施行の請願(石井繁丸君外三名紹介)(第一三四二號)

利根川、鳥川合流地附近の堤防復舊工事施行の請願(生方大吉外三名紹介)(第一三四三號)

建設院設置法案(内閣提出)(一二八號)

本日(昨日)日本委員会に付託いたしました建設院設置法案について審議いたします。これより同法案を議題とし政府當局より提案理由の説明を伺います。法制局長官佐藤達夫君。

建設院設置法案

第一條 建設院は、内閣總理大臣の管理に屬し、国土計畫、地方計畫及び都市計畫に關する事務、地理に關する事務、土地收用に關する事務、河川、道路砂防公有の水面(港灣内の水面を除く。)及び水流その他土木に關する事務、住宅、宅地、建築、國費の支辨に屬する建物の營繕及び土木建築工事請負業に關する事務(別に法律の定めあるものを除く。)並びに國費の不當支出を防止するためにする連合國最高司令官の要求に係るすべての建設工事の技術的監督及び監視に關する事務を掌る。

第二條 建設院に官房及び左の六局を置く。

地政局
都市局
建築局
特別建設局

第三條 官房においては、左の事務を掌る。

一 機密に關する事項
二 職員進退身分に關する事項
三 所管行政に關する考査一般に關する事項
四 公文書類の接受、發送、編集及び保存に關する事項
五 豫算、決算及び會計に關する事項
六 啓發宣傳その他部外との連絡に關する事項

第四條 總務局においては、左の事務を掌る。

一 国土計畫及び地方計畫に關する事項
二 地理調査に關する事項
三 資材及び機械器具に關する事項
四 資金及び勞務に關する事項
五 所管行政に關する統計調査一般及び綜合調整に關する事項
六 土木建築工事請負に關する事項

七 東北興業株式會社の業務の監督に關する事項
八 都會地轉入抑制法の施行に關する事項
九 その他官房及び他局の所掌に屬しない事項

第五條 水政局においては、左の事務を掌る。

一 河川に關する事項
二 砂防に關する事項
三 公有の水面(港灣内の水面を除く。)及び水流に關する事項
四 運河に關する事項
五 水害豫防組合に關する事項
第六條 地政局においては、左の事務を掌る。

一 道路に關する事項
二 軌道の特許及び監督に關する事項
三 自動車道事業に關する事項
四 土地の管理、使用及び收用に關する事項
五 宅地に關する事項
六 戦災地その他の災害地における土地物件の處理に關する事項
第七條 都市局においては、左の事務を掌る。

一 都市計畫に關する事項
二 都市計畫事業に關する事項
三 水道及び下水道の工事に關する事項
第八條 建築局においては、左の事務を掌る。

一 建築に關する事項
二 住宅に關する事項

第九條 特別建設局においては、左の事務を掌る。

一 國費の不當支出を防止するためにする連合國最高司令官の要求に係る建設工事及び設備工事の技術的監督及び監視に關する事項

第一類第三号 国土計画委員会 議録 第三十一号 昭和二十二年十二月三日

二 國費の支辨に屬する建物の營繕に關する事項

第十條 建設院の長は、國務大臣を以てこれに充てることができる。

第十一條 内閣總理大臣は、所屬の地に、土木出張所を置き直轄の土木工事を、建築出張所を置き臨時物資供給調整法第一條第一項の規定に基き建築等の規則に關する事務を、特別建設出張所を置き第九條に規定する事務を夫々分掌せしめることができる。

第十二條 建設院に所要の技術研究所を置き、土木建築及び都市計畫に關する調査、試験及び研究並びに技術者の養成訓練に關する事務を掌らしめる。

建設院に地理調査所を置き、土地の測量及び地圖の調製等に關する事務を掌らしめる。

第十三條 建設院の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

建設院の組織の細目については、その長がこれを定める。

第三條乃至第九條の規定にかかわらず必要があるときは、建設院の長の定めるところにより、個々の場合につき部局の所掌事務の一部を變更することができる。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

國費の支辨に屬する建物の營繕に關する事務(別に法律で定めるものを除く)で、この法律施行の際現に各省大臣の所管に屬するものについては、昭和二十三年五月二日まで、なお、従前の例による。

○佐藤(達)政府委員 建設院設置法案につきまして御説明申し上げます。

政府はさきに内務省廢止に關する法律案とともに、地方自治委員會、公安廳及び建設院設置法案を提出いたしました。御審議を煩わしておつたのでございませうが、その後延期せざる情勢の變化によりまして、これを撤回するのやむなきに至つたのでございます。爾後内務省廢止に伴う行政機構につきまして、さらに検討を加えました結果、あらためて内務省及び内務省の機構に關する勅令等を廢止する法律案及び地方財政委員會法案を提出いたしました。これに續きまして本案、すなわち建設院設置法案を提案する運びとなつた次第でございます。前案の撤回以來今日までいろいろの経緯がありまして、心ならずも再提出が遅れまして今日に至りましたことは、まことに遺憾とするところでございませう。かつ非常に心苦しく存じておる次第でございます。この點は御了承をお願いいたします。存じます。以下本案の内容につきまして概略を御説明申し上げます。

本案は内閣總理大臣の管理のもとに新たに建設院を設け、その權限として國土計畫等に關する事務、地理に關する事務、土木に關する事務、住宅、宅地、建築に關する事務等、大體において現在戰災復興院及び内務省國土局の所掌に屬しております事務を掌らしめんとするものであります。

しかして建設院の内部の機構といたしましては、官房のほかには總務局、水政局、地政局、都市局、建築局及び特別建設局の六つの局を設けまして、お

の事務を分掌せしめることになつたものと、土木出張所、技術研究所等所要の附屬機關を設けることを決定いたしました。なお建設院の長は國務大臣をもつてこれに充て得るものといたしております。

以上のごとく、本案はこの骨子におきましては、さきに御審議を煩わしました地方自治委員會、公安廳及び建設院法案のうち建設院に關する部分とはほとんど異なるところはなないのであります。ただ御参考までに前の案と違つております若干の點を簡単に申し述べさせていただきます。

第一點は、建設院の所掌事項に關して、主として特別調達廳との關連において若干の調整を加えたことであります。すなわち前の案では、建設院の所掌事項の中に連合國の最高司令官の要求にかかる建造物及び設備の營繕等のことを掲げておつたのであります。ところが、これらの事柄は主として特別調達廳で現にやつておるところであります。今後特別調達廳に任せてよろしいというところでありますので、今回の案では、この關係につきましては、建設院としては技術的の監督、技術的の監視に當るといふように止められたのであります。これが第一點であります。

第二點は、過般の御審議の際の経過に鑑みまして、前の案において政令に委任しておりました事項、すなわち建設院の内部の部局、その分掌事務に關する事柄、それから土木出張所その他附屬機關に關する事項を今回法律に取入れることにいたしました。かような調整を加えました結果、前の案では僅々二箇條ですんでおつたのであります。

したが、今回の案では十三箇條にわたる法案となつた次第であります。以上簡單であります。御説明を終ります。何とぞよろしく御審議のほどをお願いしたいと思います。

それから立ちましたついでに、恐縮であります。お手もとの印刷物について正誤の箇所を申し上げたいと思ひます。

第一條の原案の真ん中に(建造物の性質その他の事由により)と云々とありますが、その括弧の中からはかわりません。一應讀んでみますと、「建造物の營繕」が「建物の營繕」となり、その次の「及び土木建築工事請負業に關する事務」の次に(別に法律の定めあるものを除く)といひます。それから「並びに國費の不當支出を防止するた

めにする連合國最高司令官の要求に係るすべての建設工事の技術的監督及び監視に關する事務を掌る」となつて第一條は終りになります。要するに「建造物の營繕」のところから下はただいま申しましたようにかわります。

それからそれに関連いたしました、第九條の第一號、これが變りました。「國費の不當支出を防止するためにする連合國最高司令官の要求に係る建設

工事及び設備工事の技術的監督及び監視に關する事項」それから第九條の第二號であります。第二號はすつかり變りまして、國費の支辨に屬する建物の營繕に關する事項」と變ります。それから第四條の第八號の「都會地轉入抑制緊急措置令」とありますのが、「都會地轉入抑制法」と變ります。それから附則に一項目加わりまして、「國費の支辨に屬する建物の營繕に關する事務(別に法律で定めるものを

除く)で、この法律施行の際現に各省大臣の所管に屬するものについては、昭和二十三年五月二日まで、なお、従前の例による」というのであります。

○荒木委員長 以上をもつて政府當局の提案理由をお伺ひしたわけでありませうが、本法案の國會提出は會期切迫の折柄、遺憾ながら非常に押し詰まつて提案いたされまして、いろいろ御事情はあると思ひますけれども、まことに遺憾であります。つきましてはその間における内部事情につきまして、もう少し具體的に法制局長官より、御説明を煩わしたいと思ひます。法制局長官よりの要望によりまして、速記を中止いたします。

〔速記中止〕

○荒木委員長 速記開始。次會は明四日午後一時より開會いたします。本日はこれをもつて散會いたします。

午前十一時三十五分散會